

静岡県公安委員会規則第27号

警察共通基盤システムによる運転者管理業務の開始等に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和6年12月24日

静岡県公安委員会委員長 稲田精治

警察共通基盤システムによる運転者管理業務の開始等に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則
(静岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 静岡県道路交通法施行細則(昭和35年静岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7を次のように改める。

別記様式第7 (第13条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

講習申出書											整理番号第 号	
											年月日	
静岡県公安委員会 殿												
住 所 氏 名												
年月日生(歳)												
道路交通法第108条の2第1項第13号の規定による講習を受けたく申し出ます。												
免許証番号	第	号										
交付	静岡県()公安委員会											
免許の種類	第一種							第二種				
違反者講習手数料												
違反者講習通知手数料納付書												
道路交通法第112条第1項第13号の規定により、違反者講習通知手数料を納付します。												
違反者講習通知手数料												

(注) 免許の種類欄には、取得免許種別を略して記載する。

(自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部改正)

第2条 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 初心運転者講習等	第3章 初心運転者講習等
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 再試験 (第30条－ <u>第33条</u>)	第2節 再試験 (第30条－ <u>第32条</u>)
第4章 (略)	第4章 (略)
第5章 医師の届出等 (<u>第42条・第43条</u>)	<u>第3章の2 意見の聴取 (第33条)</u>
第6章 雜則 (<u>第44条</u>)	第5章 医師の届出等
附則	<u>第1節 医師の届出等 (第42条・第43条)</u>
(趣旨)	<u>第2節 一定の病気等による運転免許に係る行政処分 (第44条)</u>
第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）の規定に基づき、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許試験、初心運転者講習、再試験、運転免許証（以下「免許証」という。）の更新等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）の規定に基づき、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許試験、初心運転者講習、再試験、 <u>意見の聴取</u> 、運転免許証（以下「免許証」という。）の更新、 <u>医師の届出</u> 等に関し必要な事項を定めるものとする。
(試験場所)	(試験場所)
第4条 免許試験等（法第97条第1項第2号に掲げる事項についての運転免許試験を除く。）を受けようとする者は、その者の住所地にかかわらず、いずれの運転免許センターにおいても受験することができる。	第4条 免許試験等（法第97条第1項第2号に掲げる事項についての運転免許試験（以下「技能試験」という。）を除く。）を受けようとする者は、その者の住所地にかかわらず、いずれの運転免許センターにおいても受験する

2 法第97条第1項第2号に掲げる事項についての運転免許試験を受けようとする者は、次の各号に掲げるその者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許センターにおいて受験するものとする。ただし、東部運転免許センター及び西部運転免許センターで行われない運転免許の種類にあっては、中部運転免許センターにおいて受験するものとする。

(1)～(3) (略)

(免許試験を円滑にするための措置)

第6条 公安委員会は、免許試験等を円滑に実施するため、次に掲げる措置をとることができる。

(1) (略)

(2) 法第97条第1項第1号及び第3号に係る運転免許試験に合格し、同項第2号に係る運転免許試験に合格しなかった者に対し、次回の試験の日時及び場所を指定すること。

(3) 受験者が著しく多数のとき、又は気象条件等のため試験の実施が困難となったときに、受験者に対し別の試験の日時及び場所を指定すること。

(4) 県外に所在する指定自動車教習所の卒業証明書を有する者に対して、試験の日時及び場所を指定すること。

2・3 (略)

(受験者登録)

第8条 受験者は、次に定めるところにより受験のための手続を行うものとする。

(1) 指定自動車教習所において教習を受けている者で、新たに運転免許を受けようとする者又は取得している免許以外の他の種類

ことができる。

2 技能試験を受けようとする者は、次の各号に掲げるその者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運転免許センターにおいて受験するものとする。ただし、東部運転免許センター及び西部運転免許センターで行われない運転免許の種類にあっては、中部運転免許センターにおいて受験するものとする。

(1)～(3) (略)

(免許試験を円滑にするための措置)

第6条 公安委員会は、免許試験等を円滑に実施するため、次に掲げる措置をとることができる。

(1) (略)

(2) 法第97条第1項第1号に掲げる事項についての運転免許試験（以下「適性試験」という。）及び同項第3号に掲げる事項についての運転免許試験（以下「学科試験」という。）に合格し、技能試験に合格しなかった者に対し、次回の試験の日時及び場所を指定すること。

(3) 技能試験において受験者が著しく多数のとき、又は気象条件等のため試験の実施が困難となったときに、受験者に対し別の試験の日時及び場所を指定すること。

(4) 学科試験の日時及び場所についての予約制度を設け、当該予約に基づき受験者に対し試験の日時及び場所を指定すること。

2・3 (略)

(受験者登録)

第8条 受験者は、次に定めるところにより受験のための手続を行うものとする。

(1) 指定自動車教習所において教習を受けている者で、新たに運転免許を受けようとするもの又は取得している免許以外の他の種類

の免許を受けようとする者は運転免許登録票（様式第1号）を、第3条第1項第1号に規定する審査を受けようとする者は運転免許審査・限定解除等登録票（様式第2号）を当該指定自動車教習所へ提出すること。

(2) (略)

(3) 前2号に規定する者以外の者で、新たに運転免許を受けようとするもの又は取得している免許以外の他の種類の免許を受けようとするものは運転免許登録票を、第3条第1項第1号に規定する審査を受けようとするものは運転免許審査・限定解除等登録票をいずれかの警察署（浜北警察署を除く。以下同じ。）に提出すること。ただし、届出自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。以下同じ。）において教習を受けている者が仮免許を受けようとする場合においては、運転免許登録票を当該届出自動車教習所に提出することができる。

（運転免許試験の申請）

第9条 (略)

2 (略)

3 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、申請書類等に、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 法第97条の2第1項第3号に該当する者（海外旅行、災害その他令で定めるやむを得ない理由のため失効後6月以内に免許試験を受けることができなかった者に限る。）特別試験申請理由書（様式第5号）

(3)・(4) (略)

(5) 削除

類の免許を受けようとするものは運転免許登録票（様式第1号）を、条件解除等審査を受けようとするものは運転免許審査・限定解除等登録票（様式第2号）を当該指定自動車教習所へ提出すること。

(2) (略)

(3) 前2号に規定する者以外の者で、新たに運転免許を受けようとするもの又は取得している免許以外の他の種類の免許を受けようとするものは運転免許登録票を、条件解除等審査を受けようとするものは運転免許審査・限定解除等登録票をいずれかの警察署（浜北警察署を除く。以下同じ。）又は運転免許センターに提出すること。ただし、届出自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。以下同じ。）において教習を受けている者が仮免許を受けようとする場合においては、運転免許登録票を当該届出自動車教習所に提出することができる。

（運転免許試験の申請）

第9条 (略)

2 (略)

3 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、申請書類等に、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 法第97条の2第1項第3号に該当する者（海外旅行、災害又は令第34条の3第3項で定めるやむを得ない理由のため失効後6月以内に免許試験を受けることができなかつた者に限る。）特別試験申請理由書（様式第5号）

(3)・(4) (略)

<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(解除等の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 法第91条の規定により付された運転免許の条件を解除又は変更しようとする者(前項の規定に該当する者を除く。)は、運転免許の条件解除(変更)申請書(様式第11号)に免許証を添えて運転免許センターに提出しなければならない。ただし、眼鏡等使用の条件及び補聴器使用の条件を付された者(規則第29条の3第5項において準用する規則第23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受ける者を除く。)は、いずれかの警察署に提出することができる。</p> <p>(技能検査の申請)</p> <p>第12条 技能検査を受けようとする者は、規則第18条の2の3に定めるところにより、技能検査申請書その他関係書類を運転免許センターに提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>(免許試験等の種類及び回数の制限)</p> <p>第15条 免許試験等の種類及び回数は、1試験日について1種類1回とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、他の免許試験等と併せて受験することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>第17条第3号に規定する事項別試験のみが免除される免許試験等と同条第2号及び第3号に規定する事項別試験のいずれも免除される免許試験等とを併せて受験する場合</u> (2) <u>第17条第2号及び第3号に規定する事項別試験のいずれも免除される免許試験等のみを受験する場合</u> <p>(試験の順序等)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(解除等の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 法第91条の規定により付された運転免許の条件を解除又は変更しようとする者(前項の規定に該当する者を除く。)は、運転免許の条件解除(変更)申請書(様式第11号)に免許証を添えて運転免許センターに提出しなければならない。ただし、眼鏡等使用の条件及び補聴器使用の条件を付された者で<u>同条件を解除又は変更しようとするもの</u>(規則第29条の3第5項において準用する規則第23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受ける者を除く。)は、いずれかの警察署に提出することができる。</p> <p>(技能検査の申請)</p> <p>第12条 技能検査を受けようとする者は、規則第18条の2の3第2項及び第3項に定めるところにより、技能検査申請書その他関係書類を運転免許センターに提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>(免許試験等の種類及び回数の制限)</p> <p>第15条 免許試験等の種類及び回数は、1試験日について1種類1回とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、他の免許試験等と併せて受験することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>技能試験のみが免除される免許試験等と学科試験及び技能試験のいずれも免除される免許試験等とを併せて受験する場合</u> (2) <u>学科試験及び技能試験のいずれも免除される免許試験等のみを受験する場合</u> <p>(試験の順序等)</p>
--	---

第17条 法第97条第1項各号に規定する運転免許試験（以下「事項別試験」という。）の順序は、次のとおりとする。

- (1) 自動車等の運転に必要な適性についての試験（以下「適性試験」という。）
- (2) 自動車等の運転に必要な知識についての試験（以下「学科試験」という。）
- (3) 自動車等の運転に必要な技能についての試験（以下「技能試験」という。）

（学科試験及び知識の確認等）

第18条 （略）

2 小型特殊免許試験及び原付免許に係る学科試験にあっては文章問題を46問及びイラスト問題を2問とし、仮免許に係る学科試験にあっては文章問題を50問とし、解答時間はそれぞれ30分とする。

3 前2項の学科試験の解答形式については、文章問題にあっては正誤式、イラスト問題にあっては三肢の正誤式とし、三肢に対する解答がすべて正しい場合のみを正解とする。

4・5 （略）

（講習の取消通知）

第28条 公安委員会は、法第108条の3第1項の規定による講習の通知をした後に、当該通知を受けた者が上位免許（法第100条の2第1項第1号の上位免許をいう。）を取得したときは、初心運転者講習通知取消通知書（様式第18号）により、当該講習を受ける必要がないため当該通知を取り消した旨を通知するものとする。

（処分通知等）

第32条 （略）

（再試験の方法等）

第33条 再試験の実施等に関し必要な細目的事項は、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が定める。

第17条 法第97条第1項各号に規定する運転免許試験（以下「事項別試験」という。）の順序は、次のとおりとする。

- (1) 適性試験
- (2) 学科試験
- (3) 技能試験

（学科試験及び知識の確認等）

第18条 （略）

2 小型特殊免許及び原付免許に係る学科試験にあっては文章問題を46問及びイラスト問題を2問とし、仮免許に係る学科試験にあっては文章問題を50問とし、解答時間はそれぞれ30分とする。

3 前2項の学科試験の解答形式については、文章問題にあっては正誤式、イラスト問題にあっては三肢の正誤式とし、三肢に対する解答が全て正しい場合のみを正解とする。

4・5 （略）

（講習の取消通知）

第28条 公安委員会は、法第108条の3第1項の規定による講習の通知をした後に、当該通知を受けた者が上位免許（法第71条の5第2項に規定する上位免許をいう。）を取得したときは、初心運転者講習通知取消通知書（様式第18号）により、当該講習を受ける必要がないため当該通知を取り消した旨を通知するものとする。

（処分通知等）

第32条 （略）

第3章の2 意見の聴取

(意見の聴取に関する書類の様式)

第33条 次の各号に掲げる道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）に基づき実施する意見の聴取に関する書類の様式は、原則として当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 意見の聴取等規則第5条第1項に規定する書面 代理人資格証明書（様式第21号の2）
- (2) 意見の聴取等規則第5条第2項の規定による届出に係る書面 代理人資格喪失届出書（様式第21号の3）
- (3) 意見の聴取等規則第6条第1項に規定する書面 補佐人出頭許可申請書（様式第21号の4）
- (4) 令第39条第1項の規定による通知に係る書面 意見の聴取通知書（様式第21号の5）
- (5) 意見の聴取等規則第8条第2項に規定する書面 変更申出書（様式第21号の6）
- (6) 意見の聴取等規則第8条第3項に規定する書面 変更通知書（様式第21号の7）
- (7) 意見の聴取等規則第11条第2項の規定による告知に係る書面 意見の聴取続行通知書（様式第21号の8）
- (8) 意見の聴取等規則第12条第1項に規定する意見の聴取調書 意見の聴取調書（様式第21号の9）

第4章 免許証の更新等

第1節 免許証の更新

(更新の申請)

第34条 (略)

(免許証の返納等)

第4章 免許証の更新等

第1節 免許証の更新

(更新の申請)

第34条 (略)

(免許証の返納等)

第41条 (略)

第5章 医師の届出等

(医師の届出の受理等)

第42条 (略)

(医師の確認要求の受理等)

第43条 (略)

第6章 雜則

(本部長への委任)

第44条 この規則を実施するため必要な細目的事項は、本部長が定める。

第41条 (略)

第5章 医師の届出等

第1節 医師の届出等

(医師の届出の受理等)

第42条 (略)

(医師の確認要求の受理等)

第43条 (略)

第2節 一定の病気等による運転免許

に係る行政処分

(処分通知)

第44条 法第104条の2の3第5項及び第107条の5第9項(法第107条の5第1項第1号の規定により自動車等の運転を禁止する場合に限る。)において準用する法第103条第9項の規定による通知は、処分通知書(様式第33号)を送付して行うものとする。

第6章 雜則

(本部長への委任)

第45条 この規則を実施するため必要な細目的事項は、静岡県警察本部長が定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表中「(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。」を削る。

様式第21号の次に次の8様式を加える。

様式第21号の2（第33条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

代理人資格証明書

年　月　日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

に

については、下記の者を代理人として選任し、私のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

記

意見の聴取の件名	
住 所	
氏 名	

様式第21号の3（第33条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

代理人資格喪失届出書

年　月　日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

については、

下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

意見の聴取 の 件 名	
住 所	
氏 名	

様式第21号の4（第33条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

補佐人出頭許可申請書

年　月　日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

年　月　日　において行われる意見の聴取
については、下記の補佐人とともに出席したいので申請します。

記

意見の聴取の件名	
住所	
氏名等	(歳) 職業
当事者又は代理人との関係	
補佐する事項	

様式第21号の5（第33条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

(表)

第　　号

意　見　の　聴　取　通　知　書

年　月　日

殿

静岡県公安委員会　印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る道路交通法　　の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

意見の聴取の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
意見の聴取の期日	年　月　日 時　分　から
意見の聴取の場所	

- 備考 1 あなたは意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができます。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付することができます。
- 3 その他意見の聴取に際しての留意事項は裏面のとおりです。

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 あなたが意見の聴取の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見の聴取の期日に出頭させて意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を静岡県公安委員会に提出してください。
- 2 意見の聴取の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、意見の聴取の件名、補佐人の氏名及び住所、あなたとの関係並びに補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 参考人として意見の聴取の期日に出頭させたい者がある場合には、意見の聴取の件名、その者の氏名及び住所並びに陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、意見の聴取の期日の4日前までに主宰者に提出してください。
- 4 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、静岡県公安委員会に対し、変更申出書により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が意見の聴取の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

意見の聴取の 主 宰 者	職 名 氏 名 連絡先
意見の聴取の 公 開 の 有 無	

様式第21号の6（第33条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

変更申出書

年　月　日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

年　月　日　　において行わ

れる意見の聴取の期日・場所については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

意見の聴取の件名	
理由	

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第21号の7（第33条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

第 号

変更通知書

年　月　日

殿

静岡県公安委員会　印

年　月　日に　　において行うこと
としていた意見の聴取の期日・場所を下記のとおり変更したので通知します。

記

意見の聴取の件名		
	変更前	変更後
意見の聴取の期日	年　月　日 時　分から	年　月　日 時　分から
意見の聴取の場所		

様式第21号の8（第33条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

第 号

意見の聴取続行通知書

年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日 において行った意見の聴取
を下記のとおり続行するので通知します。

記

意見の聴取 の 件 名	
意見の聴取 の 期 日	年 月 日 時 分から
意見の聴取 の 場 所	

様式第21号の9（第33条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

(表)

意見の聴取調書	
年　月　日	
主宰者の職名及び氏名	
(印)	
意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
当事者（代理人）の 住 所 及 び 氏 名	
補佐人の住所及び氏名	
参考人又は関係人の 住 所 及 び 氏 名	
意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者 (代理人)の住所及び 氏名並びに出頭しなかつたことにつき正当な 理由があるかどうかの旨	
説明を行った行政庁の 職員の職名及び氏名	

(裏)

行政庁の職員の説明の 要　　旨	
当事者（代理人）の 意見の陳述の要旨	
参考人又は関係人の 陳述の要旨	
提出された 証拠の標目	
その他の参考と なるべき事項	

(注)

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不要の欄は、斜線を引くこと。
- 3 参考人には、法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。

様式第22号を次のように改める。

運転経歴証明書交付申請書

静岡県公安委員会 殿

年 月 日

申請者 _____

運転経歴証明書の交付
を申請します。

フリガナ		生年月日	
氏名			
住所			
記載事項の変更の有無	有 • 無		

手数料欄

写真欄

申請により取り消した免許又は失効した免許

手数料

様式第32号の次に次の 1 様式を加える。

様式第33号（第44条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

処 分 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、
下記の処分を行ったので通知する。

記

(取消し欠格期間 年・停止 日・運転禁止 日)

住 所													電 話							
							自 宅													
							勤務先													
氏 名															年 月 日生					
															公 安 委 員 会 付 付					
免許の種類	第一種											第二種							年	
	免 許	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	免 許	大型	中型	普通	大特	けん引	免許証有効期限		
国際運転免許証で運転することのできる自動車等の種類																				
	A				B				C				D				E			
理 由	処分の根拠法条																			
	処 分 事 由																			
処分番号	第 号																			
処分決定日	年 月 日																			

第3条 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(運転免許試験の申請) 第9条 (略) 2 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、前項の運転免許受験票に代えて、当該各号に掲げる様式を提出するものとする。 (1) 法第97条の2第1項第3号に該当する者 <u>運転免許受験票（特定失効者用）</u> （様式第3号の2） (2) 法第97条の2第1項第5号に該当する者 <u>運転免許受験票（特定取消処分者用）</u> (様式第3号の3) 3 (略)	(運転免許試験の申請) 第9条 (略) 2 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、前項の <u>運転免許申請書及び運転免許受験票</u> に代えて、当該各号に掲げる様式を提出するものとする。 (1) 法第97条の2第1項第3号に該当する者 <u>運転免許受験票（兼運転免許申請書）</u> <u>（特定失効者用）</u> （様式第3号の2） (2) 法第97条の2第1項第5号に該当する者 <u>運転免許受験票（兼運転免許申請書）</u> <u>（特定取消処分者用）</u> （様式第3号の3） 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第3号の3までを次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

静岡県公安委員会 殿

運転免許登録票

現に保有している 免許証等	なし	あり	<input type="checkbox"/> 【1枚】運転免許証のみ <input type="checkbox"/> 【1枚】マイナ免許証のみ <input type="checkbox"/> 【2枚】運転免許証とマイナ免許証																		
	新規24	併記44																			
受験者番号													手続年月日		年		月		日		
免許番号 (免許証等を持っている方)													<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナ免許証								
フリガナ																					
氏名	氏				名																
生年月日				年	月	日	生	性別	男	女											
	1	2																			
本籍・国籍																					
住所	郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/>												電話番号 <input type="text"/> - <input type="text"/>								
受験する免種	普通、準中型、普自二、原付				左記以外の免種の場合は、 右側空欄に記入してください。												全免種共通 (M T · A T)				
免許の条件																					

受験区分コード	1	学科技能試験 免除なし	2	学科試験 免除	3	技能試験 免除	4	全部試験 免除	5	3年切れ
---------	---	----------------	---	------------	---	------------	---	------------	---	------

練習方法	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
------	---

(記入要領) 太枠内のみ記入してください。

- ・免許番号 既に免許がある方は番号を記入する。
- ・氏名 漢字は略字を使わず、フリガナはカタカナで記入する。
- ・生年月日 年月日は和暦で全て数字2桁で記入する。
- ・性別 該当する数字を○で囲む。
- ・本籍・住所 都道府県名から記入する。
- ・受験する免種 受けようとする免許の種類が、普通、準中型、大自二、普自二又は原付のときは○で囲み、それ以外の免許の種類の場合は記入する。
- ・暗証番号 手続後の免許の持ち方に応じて記入する。
- ・質問票は本人が記入し、申請書と一緒に運転免許センター窓口に提出してください。

免許保有方法の申告(手続後は以下の保有方法を選択します)

- 【1枚】運転免許証のみ →①記入
【1枚】マイナ免許証のみ →②記入
【2枚】運転免許証とマイナ免許証 →①②記入

暗証番号				
①運転免許証用	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
②個人番号カード用	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

個人番号カード
有効確認

様式第2号（第8条関係）

静岡県公安委員会 殿

運転免許審査・限定解除等登録票

太枠の中を記入してください。

登録種別	9	免許条件のみ修正					手続年月日	□□年□□月□□日	
受験者番号									
免許番号									<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナ免許証
フリガナ									
氏名	氏	名							
生年月日			□□年	□□月	□□日	生	性別	男 1 女 2	
本籍・国籍									
住所	郵便番号	□□□ - □□□	電話番号			- -			
受験する免種	中二 普二 準中型 大自二 中型 普通 普自二	左記以外の免種の場合は、 右側空欄に記入してください。							
最終的な 免許の条件									
現在の 免許の条件									
練習方法	□□□□								
審査内容	準中型5t解除 (5t残存)	準中型AT解除 (5t残存)	中二5t解除	中二AT解除 (5t残存)	中型AT解除 (8t残存)	中型8t解除 その他条件解除	二輪条件変更	普通AT解除	二輪AT解除

(記入要領) 太枠内のみ記入してください。

- ・免許番号 免許番号を記入する。
- ・氏名 漢字は略字を使わず、フリガナはカタカナで記入する。
- ・生年月日 年月日は全て数字2桁の和暦で記入する。
- ・性別 該当する数字を○で囲む。
- ・本籍・住所 都道府県名から記入する。
- ・受験する免種 受けようとする免許の種類を○で囲み、それ以外の免許の種類の場合は記入する。

静岡県公安委員会 殿																
運転免許受験票																
現に保有している 免許証等	なし	あり	<input type="checkbox"/> 【1枚】運転免許証のみ <input type="checkbox"/> 【1枚】マイナ免許証のみ <input type="checkbox"/> 【2枚】運転免許証とマイナ免許証													
	新規24	併記44														
受験者番号			手続年月日 年 月 日													
免許番号 (免許証等を持っている方)			<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナ免許証													
フリガナ																
氏名			氏			名										
生年月日			年	月	日	生	性別	男	女	1	2					
 <small>タテ 3.0 cm ヨコ 2.4 cm 6ヶ月以内に撮影した写真</small>																
本籍・国籍																
住 所		郵便番号			-			電話番号		—						
受験する免種		大自二、原付 普通、準中型、 普自二			左記以外の免種の場合は、 右側空欄に記入してください。						全免種共通 (MT・AT)					
免許の条件																
視力	裸眼	矯正	深視力	1回	mm	視野	左	度	視力	適・否						
				2回	mm		右	度	聽力	適・否						
	左			3回	mm		計	度	運動能力	適・否						
	右			平均	mm		検査員									
	両															
受験区分コード		1	学科技能試験 免除なし		2	学科試験 免除		3	技能試験 免除		4	全部試験 免除		5	3年切れ	
練習方法					卒業証明書 修了証明書 有効期限						仮免許証 学科 有効期限					
試験年月日			受験番号		試験年月日			受験番号		試験年月日			受験番号			
備 考			初心者標識免除 自二1年以上 自二3年以上													
手数料 (交付・記録)																

(裏面)

注 意 事 項

1 取消処分等を受けた方の受験資格

免許の取消処分、拒否処分、6月を超える運転禁止処分を受けた方（免許の失効などによりこれらの処分を受けなかった方を含みます。）が、再び免許を取得しようとする場合は、過去1年以内に「取消処分者講習」を受講していなければ免許試験（仮免を除く。）を受けることができません。

※ 処分は旧姓時の処分も含みます。詳しくは、運転免許センターにご相談ください。

2 無免許運転、その他交通違反等による累積点数のある方

これまでの交通違反等による累積点数が処分点に達している方は、免許試験に合格しても免許の拒否処分や保留処分を受けることがあります。

免許の拒否処分を受けると、「取消処分者講習」を受講しなければ免許試験を受験することができないことになります。

※ 詳しいことは、運転免許センターにご相談ください。

3 受験票取扱上の注意

受験票を紛失すると、免許試験を最初から受け直さなければならない場合がありますので、大切に保管してください。

上記「注意事項」の内容はわかりました。

署名 _____

免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（提示）

- 個人番号カード
- 旅券（パスポート）
- 在留カード・特別永住者証明書
- 官公庁が法令の規定により交付した免許証、許可証又は資格証明書
- ▲学生証、民間会社の社員証等（ ）

（注）学校や勤務先に電話等により照会するなどして、本人であることが確認できた場合のみ受験可能である。

確認者印

様式第3号の2（第9条関係）

静岡県公安委員会 殿

（表面）

運転免許受験票（兼運転免許申請書）（特定失効者用）

申請年月日	年	月	日	【赤枠内及び別紙質問票を記入してください。】									
失効免許番号 (免許証等を持っている方)											<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 運転免許証とマイナ免許証		
フリガナ											写真欄 タテ 3.0 cm ヨコ 2.4 cm 6ヶ月以内に撮影した写真		
氏名	氏	名											
生年月日	年	月	日	生	性別	男	女	1	2				
本籍・国籍													
住所	郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/>												
受験する免種	中型・準中型・普通・原付 ※○で囲んでください。			左記以外の免種の場合は 右側空欄に記入してください。 （M T A T）									
免許の条件													
視力	裸眼	矯正	深視力	1回	mm	視野	左	度	視力	適・否			
左				2回	mm		右	度	聽力	適・否			
右				3回	mm		計	度	運動能力	適・否			
両				平均	mm		検査員						
理由	やむを得ず以外 (うっかり失効)			今回のみ やむを得ず			今回及び前回 やむを得ず		今回から前々回 やむを得ず				
6か月以内 (特定失効等区分)	3			1			2		A				
6か月超3年以内 (特定失効等区分)	4 (うっかり失効後理由発生)			5			6		B				
出国・出航			通院・入院			在監・在所			その他				
パスポート			医師による診断書			在監等証明書							
初心期間免除	1 有	0 無	自二	1 年以上	1 可	0 不可	自二	3 年以上	1 可	0 不可			
外国免許証発給国						発給年月							
講習	優良	免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（提示） 個人番号カード・パスポート 在留カード・特別永住者証明書・学生証・ 危険物取扱者免状等その他公的資格を証するもの ()					免許保有方法の申告（手続後は以下の保有方法を選択します） <input type="checkbox"/> 【1枚】 運転免許証のみ →①記入 <input type="checkbox"/> 【1枚】 マイナ免許証のみ →②記入 <input type="checkbox"/> 【2枚】 運転免許証とマイナ免許証 →①②記入 暗証番号 ①運転免許証用 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ②個人番号カード用 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						
	一般												
	初回												
	違反												
	高齢（70歳以上）												
	オンライン												
□個人番号カード 有効確認													

(裏面)

注 意 事 項

下記に該当する方は、試験に合格しても免許証等の交付等を受けることができないことがあります。

記

- ・交通事故、交通違反等による累積点数のある方
(過去の交通違反等による累積点数が処分点に達している方)
- ・免許失効後に無免許運転をした方
- ・再試験の対象者で受験をしていない方

心当たりのある方は、窓口に申し出てください。

手数料貼付欄 **※キャッシュレス決済における領収証書(レシート)は下枠内に貼付けすること。**

講習手数料 (優良・一般 違反・初回) 対面 オンライン				
受験手数料				
交付・記録 手数料				

静岡県公安委員会 殿

運転免許受験票（兼運転免許申請書）（特定取消処分者用）

申請年月日	年	月	日	【赤枠内及び別紙質問票を記入してください。】																
取消免許番号 (免許証等を持ってる方)									<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナ免許証 <input type="checkbox"/> 運転免許証とマイナ免許証											
フリガナ									 <p>タテ 3.0 cm ヨコ 2.4 cm 6ヶ月以内に撮影した写真</p>											
氏名	氏	名																		
生年月日	年	月	日	性別	男	女		1		2										
本籍・国籍																				
住所	郵便番号 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> - <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>											電話番号	- - -							
受験する免種	中型・準中型・普通・原付 ※○で囲んでください。			左記以外の免種の場合は 右側空欄に記入してください。 (M T A T)																
免許の条件																				
視力	裸眼	矯正	深視力	1回	mm	視野	左	度	視力	適・否										
	左			2回	mm		右	度	聽力	適・否										
	右			3回	mm		計	度	運動能力	適・否										
	両			平均	mm		検査員													
	理由			今回一定の病気など			今回及び前回一定の病気など		今回から前々回一定の病気など		今回から前々回一定の病気など									
3年以内 (特定失効等区分)		7		8		9		C												
証明書類			医師による診断書・その他()																	
初心期間免除		1有	0無	自二年以上		1可	0不可	自二年以上		1可	0不可									
外国免許証発給国						発給年月														
講習	優良	免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（提示） 個人番号カード・パスポート 在留カード・特別永住者証明書・学生証・ 危険物取扱者免状等その他公的資格を証するもの () 確認者						免許保有方法の申告（手続後は以下の保有方法を選択します）												
	一般							<input type="checkbox"/> 【1枚】運転免許証のみ →①記入 <input type="checkbox"/> 【1枚】マイナ免許証のみ →②記入 <input type="checkbox"/> 【2枚】運転免許証とマイナ免許証 →①②記入												
	初回																			
	違反																			
	高齢（70歳以上）																			
	オンライン																			
	免許・不適格事実照会確認 再試験該当なし								①運転免許証用 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> ②個人番号カード用 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>											
<input type="checkbox"/> 個人番号カード 有効確認																				

(裏面)

注 意 事 項

下記に該当する方は、試験に合格しても免許証等の交付等を受けることができないことがあります。

記

- ・交通事故、交通違反等による累積点数のある方
(過去の交通違反等による累積点数が処分点に達している方)
- ・免許失効後に無免許運転をした方
- ・再試験の対象者で受験をしていない方

心当たりのある方は、窓口に申し出てください。

手数料貼付欄 **※キャッシュレス決済における領収証書(レシート)は下枠内に貼付けすること。**

講習手数料 (優良・一般 違反・初回) 対面 オンライン				
受験手数料				
交付・記録 手数料				

(静岡県公安委員会公印規則の一部改正)

第4条 静岡県公安委員会公印規則（昭和62年静岡県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表2 (略) 公印の保管責任者及び使用区分				別表2 (略) 公印の保管責任者及び使用区分			
番号	種別	保管責任者	使用区分	番号	種別	保管責任者	使用区分
(略)				(略)			
16	16号印	生活安全部生活保安課長 交通部交通指導課長 交通部運転免許課長	1 (略) 2 放置違反金公示納付命令書、駐車監視員資格者講習修了証明書、認定書、放置違反金納付命令書、弁明通知書、仮納付金返還通知書、督促状、弁明通知公示送達書、公示送達書、放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書、放置違反金納付命令取消通知書、放置違反金納付催告書、放置車両関係事項請求書、差押予告通知書、車両使用者等照会書、身上照会書、放置違反金関係事項照会書、放置違反金関係照会書、登録(更新)申請に係る通知書、登録(更新)通知書、適合命令書、登録取消処分通知書、認定に関する通知書、再交付申請結果通知書、駐車監視員資格者証交付に関する通知書、駐車監視員資格者証書換え交付に関する通知書、駐車監視員資格者証再交付に関する通知書、駐車監視員資格者証返納命令書、車両の使用制限命令に関する意見照会書、車両の使用制限命令の聴聞に関する公示、車両の使用制限書、車両使用制限処分執行依頼書、車両の使用制限命令に関する聴聞通知書、診断書提出命令書	16	16号印	生活安全部生活保安課長 交通部交通指導課長 交通部運転免許課長	1 (略) 2 放置違反金公示納付命令書、駐車監視員資格者講習修了証明書、認定書、放置違反金納付命令書、弁明通知書、仮納付金返還通知書、督促状、弁明通知公示送達書、公示送達書、放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書、放置違反金納付命令取消通知書、放置違反金納付催告書、放置車両関係事項請求書、差押予告通知書、車両使用者等照会書、身上照会書、放置違反金関係事項照会書、放置違反金関係照会書、登録(更新)申請に係る通知書、登録(更新)通知書、適合命令書、登録取消処分通知書、認定に関する通知書、再交付申請結果通知書、駐車監視員資格者証交付に関する通知書、駐車監視員資格者証書換え交付に関する通知書、駐車監視員資格者証再交付に関する通知書、駐車監視員資格者証返納命令書、車両の使用制限命令に関する意見照会書、車両の使用制限命令の聴聞に関する公示、車両の使用制限書、車両使用制限処分執行依頼書、車両の使用制限命令に関する聴聞通知書、一定の病気等

		令書、一定の病気等に係る取消しに関する聴聞通知書、違反者講習移送通知書、違反者講習通知移送通知書、違反者講習期間経過通知書、違反者講習関係書類送付書、行政処分関係書類送付書、 <u>運転免許取消・停止処分通知書</u> 、若年運転者期間に係る特例取得免許の取消しに関する処分移送通知書、処分決定通知書、処分執行通知書、処分執行依頼書、処分決定通知・処分執行依頼書、執行依頼書、執行依頼处分通知書、執行通知書、適性検査結果通知書、再試験に係る取消しに関する意見の聴取通知書、若年運転者期間に係る特例取得免許の取消しに関する意見の聴取通知書、若年運転者講習通知書、若年運転者講習移送通知書及び若年運転者講習終了証明書に使用する。			に係る取消しに関する聴聞通知書、違反者講習移送通知書、違反者講習通知移送通知書、違反者講習期間経過通知書、違反者講習関係書類送付書、行政処分関係書類送付書、 <u>運転免許取消処分通知書</u> 、若年運転者期間に係る特例取得免許の取消しに関する処分移送通知書、処分決定通知書、処分執行通知書（点数制度による行政処分に係るものを除く。）、処分執行依頼書、処分決定通知・処分執行依頼書（点数制度による行政処分に係るものを除く。）、執行依頼書、執行通知書、適性検査結果通知書、再試験に係る取消しに関する意見の聴取通知書、若年運転者期間に係る特例取得免許の取消しに関する意見の聴取通知書、若年運転者講習通知書、若年運転者講習移送通知書及び若年運転者講習終了証明書に使用する。
		3・4 (略)			3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和7年1月5日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの公安委員会規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。